

2013年2月14日

(平成25年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

障がい者自立支援法の規定による障がい福祉サービス及び児童福祉法の規定による障がい児通所サービスに係る給付その他支援に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年1月31日付けで諮問（第540号）された障がい者自立支援法の規定による障がい福祉サービス及び児童福祉法の規定による障がい児通所サービスに係る給付その他支援に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課長（以下、子ども家庭課長）より、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項及び地方自治法第245条の4第1項に基づき、子ども虐待による死亡事例の検証に係る調

査の依頼があった。

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項及び地方自治法第245条の4第1項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、子ども家庭課長に障がい福祉課が保有している個人情報をも目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 子ども虐待による死亡事例に係る個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

子ども虐待による死亡事例等の検証調査票①の記載内容

I 事件の概要・・・P1

II 家族構成（ジェノグラム）・・・P2

III 事件までの対応経過・・・P3

IV 胎児期（母の妊娠期）からの経過

（7）関係機関の関与状況・・・P4

V 死亡事例に関する分析シート

i 死亡の概況（心中虐待の別，性別，児の年齢・生年月日と死亡年月日，虐待の種類，以前に確認された虐待の有無）・・・P5

（虐待の程度，虐待者について，加害動機，発生場所）・P6

ii 子どもの成育歴等（成長発達の問題，情緒行動上の問題，所属）

・・・P7，8

iii 家族背景（家族構成，住宅の状況，経済状態）・・・P9

iii-2 実母について（実母の有無，同居の有無，就業状況，支援の状況）
・・・P11

iii-3 実父について（実父の有無，同居の有無，就業状況）・・・P12

iv きょうだい（きょうだいの有無，人数，性別，年齢，死亡した児との関係，生死の状況，同居の有無，所属）・・・P14

v 関係機関の関与状況（死亡前の通告の有無，以前の通告，その他の機関の関与，サービスの利用，関係機関同士の連携）・・・P16，17，20，21，22

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課長

ウ 目的外提供の根拠規定

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項及び地方自治法第245条の4第1項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 調査依頼の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る調査依頼は、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項及び地方自治法第245条の4第1項に基づくものである。

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項は、国及び地方公共団体の責務として、「児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする」となっているが、今回の検証は神奈川県が行うものであり、神奈川県が本市に対し、関与していた機関の情報の提供を求めてきたものである。

また、地方自治法第245条の4第1項は、「都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる」となっており、必要な資料の請求権を認めたものがあるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の検証は、虐待による児童の死亡事例について、事実の把握、発生原因の分析を行い、必要な再発防止策を検討・公表するために行うものである。

検証による問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて具体的提言を行い、個人が特定される情報を削除するなど十分配慮した上で検証結果を公表することは重篤な児童虐待事例の未然防止に資することができると思える。

また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長からの「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の通知の中で、「検証の対象になった事例に直接関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業に参加、協力するものとする」となっている。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者である心中を図り虐待をした保護者と虐待により死亡した児童の家族に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件に係る目的外提供において、虐待した保護者に本人通知をし

た場合、当該本人がどのような感情を抱き、行動に出るか予測ができない。
また、虐待により死亡した児童の家族に通知を行うことは、事件から立ち直ろうと社会生活を営んでいる当該家族に対し多大な精神的苦痛を与えることが推測される。

以上のことから、本人通知を省略することとしたい。

(4) 実施時期

2013年2月14日以降

(5) 提出資料

資料1 子ども虐待による死亡事例等の検証に係る調査について（依頼）

資料2 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項及び

地方自治法第245条の4第1項（抜粋）

資料3 子ども虐待による死亡事例等の検証調査票①

資料4 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

資料5 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関は、目的外に提供する必要性について次のように述べている。

ア 本件の調査依頼は、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項及び地方自治法第245条の4第1項に基づき、虐待による児童の死亡事例について、事実の把握、発生原因の分析を行い、必要な再発防止策を検討・公表するために行うものである。

イ 検証による問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて具体的提言を行い、個人が特定される情報を削除するなど十分配慮した上で検証結果を公表することは重篤な児童虐待事例の未然防止に資することができる。

ウ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長からの「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の通知の中で、「検証の対象になった事例に直接関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業に参加、協力するものとする」となっている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者である心中を図り

虐待をした保護者と虐待により死亡した児童の家族に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件に係る目的外提供において、虐待した保護者に本人通知をした場合、当該本人がどのような感情を抱き、行動に出るか予測ができない。

また、虐待により死亡した児童の家族に通知を行うことは、事件から立ち直ろうと社会生活を営んでいる当該家族に対し多大な精神的苦痛を与えることが推測される。

以上のことから、判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上